

## 第2回鹿屋市国民健康保険運営協議会 会議録（要点筆記）

日 時：令和4年10月27日（木）午後3時00分～午後4時00分
会 場：鹿屋市役所全員協議会室（議会棟3階）
出席者：池之上キヨ子、山下悦子、北之園静江、前田稔廣、福田恒典、吉留勝雄 12人 原田学、宮下昭廣、上籠司、落合三重子、新垣和彦、本田親則 欠席者：脇田ひとみ、渡邊正人 2人 (敬称略)
事務局及び関係部課職員出席者：中西市長、畑中保健福祉部長 (健康保険課)岡健康保険課長、的場課長補佐、有嶋係長、大久保主査、松原主事
公開・一部公開の別：公開
傍聴者数：0人
議 題：(1)国民健康保険税賦課方式の改定について（諮問） (2)その他

会次第	動 態	会 議 内 容
1 開 会	事務局	○開催要件の確認 本日の会議は、「被保険者を代表する委員」が3人、「保険医及び保険薬剤師を代表する委員」が4人、「公益を代表する委員」が3人の出席であり、各委員について、1人以上かつ定員の半数以上が出席されていることから、鹿屋市国民健康保険条例施行規則第7条で定める会議の開催要件を満たしていることを確認
2 市長挨拶	市長	省略
3 会長挨拶	会長	省略
4 諮問 (市長から諮問 文交付)	市長 会長	省略
5 報告 (1) 令和4年 度第1回国民 健康保険運営 協議会会議結 果の概要報告	事務局	資料に基づき説明
6 会議録署名 委員の指名	会長	○指名 鹿屋市国民健康保険条例施行規則第12条の規定に基づ

会次第	動 態	会 議 内 容
		き指名 2名（池之上キヨ子 委員、落合三重子 委員）
7 協議 (1) 国民健康保険税賦課方式の改定について（諮問）	事務局  委員  事務局   委員  事務局  委員  事務局  委員	○資料に基づき説明 <b>【質疑・回答】</b> 意見：現在の基金残高を維持することができるため、資産割廃止分を他の3方式に振替える方向で進めた方が個人的には良いと思う。 説明：資産割課税を他に振替えない場合、2、3年後には再度税率を引き上げなければならず、改めて市民負担が必要となる状況が出てくる。 3方式に振替えることで、試算上は令和12年度から13年度頃まで税率引上げを延ばすことができ、また、その期間中に改善や対応もできるので、他の3方式に振り替える方式での取組をしたいと考えている。 質問：令和8年度までの財政見通しの前提条件として、令和8年度まで毎年500人減としているが、団塊の世代はピークがあり、減少幅が減るのではと思われるが、厳しく見積もったものか。 回答：少し厳しく見積っていますが、令和7～8年までは著しい減少を見込んでいる。 質問：3方式に振替える場合、いずれにしても被保険者へのデメリットがあるのか。 回答：振替えとなるため、どのように振替えてもデメリットの部分はあ。その中で、平等割、均等割に振替えた方が、国や県の支援制度も受けられ、国保の財政に非常に有益であると考えている。 質問：均等割と平等割の両方に振り替えた場合、他の市町と比べるとどうなるか。 回答：令和3年度実績で鹿屋市は19市中8番目に高いが振替えた場合は軽減の関係から順位が下がり、11番目となる見込みである。

会次第	動 態	会 議 内 容
(2)その他	委員 事務局	質問：他の市町では改定を進めているか。 回答：19 市中 7 市が今年度改定を行うところで、残りの 12 市は昨年度までに改定を行っている。
	委員 事務局	質問：3 方式への改定については、市民や議員の方々へどのように説明するのか。 回答：まず市議会議員への説明を行い、意見も踏まえながら最終的に方針を固め、その後、来年の 3 月で条例改正を行う。周知広報については、当初賦課の 7 月までの間に、市民の皆様にご理解をいただけるよう徹底していく。
	全委員	資料に基づき説明された内容の承認及び答申まで会長一任
	委員 事務局	意見：ジェネリック医薬品使用促進のハガキの送付を、一旦停止してほしい。 応答：この件については、市医師会との会で協議をしていきたい。
8 その他	事務局	○今後の協議会の開始時間の調整及び日程の確認 ・午後 3 時開始を午後 2 時30分開始に変更
9 閉会	事務局	省略
問合せ先	鹿屋市 保健福祉部 健康保険課 国民健康保険係 電話番号 0994-43-2111 (内線 3159)	